

カ **長時間**にわたる保育については、子どもの**発達過程**、**生活のリズム**及び**心身の状態**に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。

キ **障害のある子ども**の保育については、一人一人の子どもの**発達過程**や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが**他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう**、**指導計画**の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、**家庭**や**関係機関**と連携した支援のための計画を**個別**に作成するなど適切な対応を図ること。

実践!!

障害のある子どもの保育についてはお誕生日会での出来事など具体的な事例を交えた形式の問題が過去に出題されています。**障害を理由に過度に特別扱いをするのではなく**、「他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう」という言葉から導き出される対応を選択できれば正解できる問題でした。また、**障害を持つ子どもの保護者に寄り添う姿勢**も忘れてはなりません。

(3) 指導計画の展開

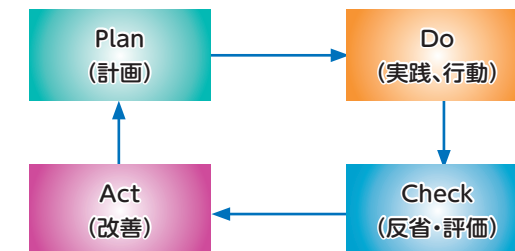
★★★★★ check

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 施設長、保育士など、**全職員**による適切な**役割分担**と協力体制を整えること。
- イ 子どもが行う**具体的**な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。
- ウ 子どもの**主体的**な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの**情緒の安定**や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。
- エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、**指導計画**に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

理解のポイント

- (1) 全職員による役割分担、協力体制は、**感染症**が発生した場合や、**自然災害**が起きた際の避難誘導、保護者からの苦情に対応する際など様々な場面で求められます。子どもが怪我をした際にどこまでを保育士が処置し、どこから看護師・医療関係者に任せるのか、といった役割分担も過去に問われています。
- (2) 保育の計画は一度立てたら**それきりというわけではありません**。計画の中で予想した子どもの姿と現在の子どもの姿・興味・関心・能力が異なる場合もあり得ます。



(3) 保育の計画を立てるといことは

計画を立てる (plan) → 実行する (do) → 記録に従い反省・自己評価 (check) → 改善して次に活かす (act) という流れを繰り返すこととなります。それぞれの頭文字を取り、PDCA サイクルと呼びます。



(4) 保育内容等の評価

★★★★★ check

ア 保育士等の自己評価

- (ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。
- (イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。
- (ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

- (ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- (イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。
- (ウ) 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

理解のポイント

- (1) アの(ア)では「努めなければならない」と規定されています。これは、義務ではなくて努力義務であることを示しています。過去の出題では、努力義務として規定されているものを義務であるかのように出題して誤りの選択肢となっている事例や、その逆の事例もあります。文末表現には注意するようにしましょう。
- (2) 保育士等の自己評価における子どもの活動記録では、「～ができた」、「～はできなかった」、という子どもの行動の結果だけに注目しがちです。しかし、「以前は大人に完全に依存していたことに対して今回は自分でしてみようという姿勢が見られた」など、物事に取り組む過程や意欲・心の育ちにも注目することが重要とされています。

法令チェック

- (1) 設備運営基準第36条（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準36条）
第36条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。
- (2) (業務の質の評価等)
第36条の2-1 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
2-2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(5) 評価を踏まえた計画の改善

★★★★★ check

- ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。
- イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

